

岩出市クーリングシェルター募集要項

1 趣旨

熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止等を目的として、令和6年4月に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が施行され、極端な高温時に、暑さをしのぐ施設として指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できるようになりました。

については、より一層の熱中症対策を図るため、クーリングシェルターの設置にご協力いただける民間施設を募集します。

2 実施内容

暑さをしのぐ休憩場所として、クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施することとします。

- (1) 各施設の出入口や当該箇所等の見やすい場所に、クーリングシェルターである旨の掲示物を表示すること。
- (2) 休憩用の椅子、ソファ等（既設のもので可）を設置するなど、滞在できる適切な空間を確保すること。
- (3) 空調を適切に管理し、快適な室温を保つこと。
- (4) 環境省が発表する熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）をメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、情報の伝達を受けること。
- (5) 熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、事前に公表する開放可能日等において、共用部分を一般開放すること。
- (6) 熱中症特別警戒アラートが発表されていない日時においても、可能な範囲で休憩場所として開放すること。
- (7) 利用人数の把握（できる範囲で可）をすること。

3 応募資格

市内に所在する民間施設で、次の要件を満たす施設とします。

- (1) 定期的にメンテナンスされた適切な冷房設備を有すること。
- (2) 前項の「2 実施内容」の内容を履行できること。
- (3) 市とクーリングシェルター指定の協定を締結し、施設の名称・所在地・開放可能日時・受入可能人数の公表に同意できること。
- (4) クーリングシェルターの開放に当たっての必要な経費（冷房設備の電気代等）の自己負担に同意できること。
- (5) 当該施設を無料で利用可能であること。
- (6) 利用者が対象施設に損害を与えた場合であっても、市に損害賠償責任を問わないこと。

4 施設運用期間

国が定める熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）のうち、本市と協議の上、定めた期間とします。

5 募集期間及び募集方法

（1）募集期間

令和7年 月 日（ ）から随時、募集します。

（2）応募方法

申込書に必要事項を記入の上、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法による提出又は市役所へ直接提出をお願いします。

6 応募後の流れ

- （1）岩出市役所保険介護課健康推進係にて申込書を受理
- （2）応募内容を確認し、クーリングシェルターとしての指定を決定
- （3）協定の締結
- （4）施設情報の公表（岩出市ウェブサイト等）
- （5）クーリングシェルター運用開始

7 協定の有効期間

協定の締結した日から有効とし、指定の解除の申出がない場合は、次年度以降も引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

8 協議

協定の内容について疑義が生じたとき、又は協定に定めがない事項については、その都度、協議の上、定めます。

9 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さないなど、市が不適切と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しない場合があります。

【応募・問合せ先】

〒649-6292

岩出市西野209番地

岩出市役所 保険介護課 健康推進係

電話：0736-62-2141（代表）

FAX：0736-63-0075

MAIL:hoken@city.iwade.lg.jp